

働き方改革って
そもそも何をしたらいいんだろう？



働き方・休み方改善コンサルタント

企業の希望に応じて個別に訪問し、労働時間等の設定改善に向けたアドバイスや資料提供をしています(無料です)。

<問い合わせ先> 岡山労働局 雇用環境・均等室
Tel: 086-224-7639

働きやすい職場づくり 取組事例集

時間外労働の削減や休暇の取得促進など働きやすい職場づくりの取組を行っている県内企業について紹介しています。

<問い合わせ先> 岡山県産業労働部 労働雇用政策課
Tel: 086-226-7386

<http://www.pref.okayama.jp/page/509876.html>

ご存じですか？

働き方改革に関する様々な公的支援制度

労働時間の見直しをするには？

最低賃金の見直しをするには？



職場意識改善助成金

業務改善助成金

仕事と育児を両立するには？

仕事と介護を両立するには？



おかやま子育て応援宣言企業

はたらくパパたちの育休等奨励金

両立支援等助成金

働きやすい職場づくりにあたっての主な支援制度（平成29(2017)年度）

【岡山県の主な支援の概要】

名称	制度の概要	助成等	問い合わせ先
おかやま子育て応援企業	従業員の子育てや地域における子育てを応援するための具体的な取組を企業・事業所が宣言し、岡山県が登録する制度	○メリット 宣言企業に登録証を交付し、県ホームページで取組内容を紹介 宣言企業は「はたらく/ママたちの育児等奨励金」の対象となる など	岡山県保健福祉部 子ども未来課 Tel：086-226-7347 <input type="button" value="はぐくま〜れ"/> <input type="button" value="検索"/>
岡山県はたらくパパたちの育児等奨励金	【対象】 「おかやま子育て応援宣言企業」に登録している、常時雇用労働者が300人以下の事業主 【助成内容】 次の事業主に奨励金を支給 ・男性従業員に育児休業等を取得させた事業主 ・孫育て休暇を制度化した上で、労働者に取得させた事業主	○男性育児休業奨励金 ・1人目 連続して1週間以上1か月未満：20万円 連続して1か月以上：40万円 ・2人目～5人目 連続して1週間以上1か月未満：10万円 連続して1か月以上：20万円 ○孫育て休暇奨励金 1日以上：5万円	岡山県保健福祉部 子ども未来課 Tel：086-226-7347 <input type="button" value="岡山県子ども未来課"/> <input type="button" value="検索"/>

【国の主な支援の概要】

名称	制度の概要	助成等	問い合わせ先	
両立支援等助成金	①出生時両立支援コース	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性労働者に育児休業を連続14日以上（中小企業は連続5日以上）取得させた事業主に対して助成	○中小企業 1人目：57万円（72万円） 2人目以降：14.25万円（18万円） ○中小企業以外 1人目：28.5万円（36万円） 2人目以降：14.25万円（18万円）	岡山労働局 雇用環境・均等室 Tel：086-224-7639 <input type="button" value="両立支援等助成金"/> <input type="button" value="検索"/>
	②育児休業等支援コース	「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた、または代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に対して助成	○育児取得時・職場復帰時 育児取得時：28.5万円（36万円） 職場復帰時：28.5万円（36万円） 育児取得者の職場支援を実施：19万円（24万円） ※「職場復帰時」に加算して支給 ○代替要員確保時 47.5万円（60万円） 支給対象労働者が有期契約の場合 9.5万円（12万円）を加算	
	③再雇用者評価処遇コース	妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、離職後1年以上経過している希望者を採用した事業主に対して助成	○中小企業 1人目1回につき 19万円（24万円） 2人目以降1回につき 14.25万円（18万円） ○中小企業以外 1人目1回につき 14.25万円（18万円） 2人目以降1回につき 9.5万円（12万円）	
	④介護離職防止支援コース	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に対して助成	○中小企業 介護休業の利用：57万円（72万円） 介護制度の利用：28.5万円（36万円） ○中小企業以外 介護休業の利用：38万円（48万円） 介護制度の利用：19万円（24万円）	
	⑤女性活躍加速化コース	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に対して助成	○取組目標達成時 加速化Aコース：中小企業28.5万円（36万円） ○数値目標達成時 加速化Nコース：中小企業28.5万円（36万円） 女性管理職比率が基準値以上に上昇した場合 中小企業：47.5万円（60万円） 中小企業以外：28.5万円（36万円） ※各コース1企業1回限り	
職場意識改善助成金（中小企業が対象）	労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主の取組に要した経費（それぞれの目的に要した設備投資等）の一定率を助成 ※取組内容により、次の5コースがあります。		岡山労働局 雇用環境・均等室 Tel：086-224-7639 <input type="button" value="職場意識改善助成金"/> <input type="button" value="検索"/>	
①職場環境改善コース（申請期限：H29.10.16まで）	労働者の年平均年休取得日数を4日以上増加、労働者の月平均所定外労働時間を5時間以上削減する取組	補助率：上限3/4 上限額：67万円～100万円		
②所定労働時間短縮コース（申請期限：H29.12.15まで）	週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とする取組 ※法定労働時間が週44時間が適用される事業場（特例措置対象事業場）を有する中小企業事業主が対象	補助率：3/4 上限額：50万円		
③時間外労働上限設定コース（申請期限：H29.12.15まで）	労働時間数を短縮して、限度基準（月45時間年360時間等）以下の労働時間に上限設定を行う取組 ※36協定で特別条項を締結している事業場を有する中小企業事業主が対象	補助率：3/4 上限額：50万円		
④勤務間インターバル導入コース（申請期限：H29.12.15まで）	勤務間インターバルの取組 ※休憩時間が9時間以上の勤務間インターバルを導入するなど	補助率：3/4 上限額：1企業当たり50万円		
⑤テレワークコース（申請期限：H29.12.15まで）	在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークの取組	補助率：上限3/4 上限額：1人当たり15万円 1企業当たり150万円	テレワーク相談センター Tel：0120-91-6479	
業務改善助成金（申請期限：H30.1.31まで）	業務改善（労働率の増進・生産性の向上に資する機器・設備の購入等）に係る計画を作成・実施し事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業事業主に改善の取組に要した費用の一定額を助成	申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、助成の上限額が定められています 助成率：7/10～4/5 助成の上限額：50万円～200万円	岡山労働局 雇用環境・均等室 Tel：086-224-7639 <input type="button" value="業務改善助成金"/> <input type="button" value="検索"/>	

※支援内容は、平成29(2017)年5月時点のものです。

※〈 〉内の支給額は生産性要件を満たした場合の支給額